

○周南市農業委員会会長専決規程

令和2年12月10日農委規程第2号

周南市農業委員会会長専決規程

(趣旨)

第1条 この規程は、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の円滑な執行を図るため、別に定めるものを除くほか、周南市農業委員会規程（令和2年周南市農業委員会規程第1号。以下「委員会規程」という。）第5条第1項に規定する別に規程で定める事項として、委員会の会長（以下「会長」という。）の専決に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長専決事項)

第2条 会長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項ただし書の規定による同項の許可を要しない農地等（農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は採草放牧地（農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。）をいう。以下同じ。）の所有権又は使用及び収益を目的とする権利（以下これらを「権利」という。）に関する事項並びに権利の設定又は移転（以下「権利移動」という。）に関する事項のうち次に掲げるもの

ア 農地法第3条第1項第13号の規定による農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理法」という。）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第7条第1号に規定する農地売買等事業の実施により農地等の権利を取得する場合の届出の処理に関すること。

イ 農地法第3条第1項第14号の2の規定による農地中間管理機構が農地中間管理事業（中間管理法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。）の実施により農地中間管理権（同条第5項に規定する農地中間管理権をいう。）又は経営受託権（中間管理法第8条第3項第3号ロ規定する経営受託権をいう。）を取得する場合の届出の処理に関すること。

(2) 農地法第3条の3の規定による農地等の権利を取得する場合の届出の処理に

関すること。

(3) 農地法第4条第1項ただし書の規定による同項の許可を要しない農地の転用のうち次に掲げる事項

ア 農地法第4条第1項第2号の規定による国又は山口県がその設置する道路、農業用排水施設その他の地域振興上の必要性又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設（農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第25条各号に掲げる施設を除く。）の用に供するため農地を転用する場合の届出の処理に関すること。

イ 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域（同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては、当該協議が調ったものに限る。）をいう。以下同じ。）内にある農地を転用する場合の届出の処理に関すること。

ウ 農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外に係る事務処理に関すること。

(4) 農地法第4条第8項の規定による国又は山口県が農地を転用する場合（同法第4条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）の協議に関すること。

(5) 農地法第5条第1項ただし書の規定による同項の許可を要しない農地等の転用のため権利移動をする場合のうち次に掲げる事項

ア 農地法第5条第1項第1号の規定による国又は山口県が第3号アの施設の用に供するために必要な農地等の転用のため権利を取得する場合の届出の処理に関すること。

イ 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内にある農地等の転用のため権利を取得する場合の届出の処理に関すること。

ウ 農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のため権利移動をする場合の制限の例外に係る事務処理に関すること。

(6) 農地法第5条第4項の規定による国又は山口県が農地等の転用のため権利を取得する場合（同法第5条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）の協議に関すること。

(7) 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人（同法第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）の報告の処理に関すること。

- (8) 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者からの農地等の利用状況の報告の処理に関する事。
- (9) 農地法第7条第5項の規定による農地所有適格法人からの同法第2条第3項各号に掲げる要件の全てを満たすに至った旨の届出の処理に関する事。
- (10) 農地法第18条第1項ただし書第4号の規定による同法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けて設定された賃借権に係る賃貸借の解除の届出の処理に関する事。
- (11) 農地法第18条第6項の規定による農地等の賃貸借につき解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が同条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合の通知の処理に関する事。
- (12) 農地法第43条第1項の規定による同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設を設置するための届出の処理に関する事。
- (13) 農地法第3条第1項又は同法第5条第1項に規定する許可（以下この号において「許可」という。）について、民事執行法（昭和54年法律第4号）の規定による競売又は国税徴収法（昭和34年法律第147号）の規定による公売（以下「競売等」という。）に付された農地等の買受人となった場合は、その者に対して、許可及び許可の証明をすることを総会（委員会規程第3条に規定する総会をいう。以下同じ。）の議決を経て決めた場合の当該許可に関する事。
- (14) 農地法第3条第1項第13号又は同法第5条第1項第6号の規定による届出（以下この号において「届出」という。）を要する農地売買等事業に係る農地等又は市街化区域内にある農地等について、競売等に付された農地等の買受人となった場合は、その者からの届出を委員会が受理することの証明に関する事。
- (15) 農地法第5条第4項の規定の適用を受ける農地等について、競売等に付された農地等の買受人となった場合は、同法同条同項の規定による協議が成立するものであることの証明に関する事。
- (16) 農地の利用増進又は保全その他の農業経営の改善のために、農地の盛土又は掘削により農地を改良する場合、水田の埋立てにより畑地を造成する場合その他の農地の改良をする場合の届出の処理に関する事。
- (17) 農地に該当するか否かの判断（以下「非農地判断」という。）をする農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）第

- 8条第1項に規定する委員（以下「委員」という。）及び同法第17条第1項に規定する農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の3人以上の指名及び非農地判断の庶務に関する事。
- (18) 土地の有効活用により農業経営の規模拡大を図るために、山林、原野その他の土地を開墾して農地とした場合に、前号の規定の例により処理をする委員及び推進員の指名及び庶務に関する事。
- (19) 非農地とした土地（農地転用を行った土地、非農地判断により非農地通知書若しくは非農地証明書が交付された土地又は非農地扱いとした土地をいう。）を農地再生（再び耕作して農地とすることをいう。以下同じ。）した場合に、第17号の規定の例により処理をする委員及び推進員の指名及び庶務に関する事。
- (20) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第1項及び同法第70条の6第1項の規定による農地等についての贈与税及び相続税の納税の猶予の適用を引き続き受けるときの証明の庶務に関する事。
- (21) 地方税法（昭和25年法律第226号）附則第12条第1項の規定による不動産取得税の徴収の猶予を引き続き受けるときの地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第4条第3項の規定による証明書の庶務に関する事。
- (22) 租税特別措置法第70条の4第38項の規定による同条第1項に定める贈与税の納税猶予の特例を受けている農地等及び租税特別措置法第70条の6第43項の規定による同条第1項に定める相続税の納税猶予の特例を受けている農地等の利用状況等についての照会に対する回答の庶務に関する事。
- (23) 不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に定める地目の区分のうち、その地目が、田、畑又は牧場である土地に係る照会に対する回答の庶務に関する事。
- (24) 現況が農地でないことの証明の庶務に関する事。
- (25) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第3条の規定による同法第2条第2項に規定する土地改良事業に参加する資格に係る承認、認定等の処理に関する事。
- (26) 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第10条第1項第1号の規定及び市長の権限に属する事務の委任規則（平成15年周南市規則第8号）第7条第2号の規定により委員会の権限に属することとされた農業者年金の加入促進、普及啓発、相談等に関する事。

- (27) 国有農地（自作農の創設又はその経営の安定化の目的に供するために、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法第78条第1項に定める農林水産大臣が管理する国有財産をいう。）の管理に関すること。
- (28) 農業委員会法第26条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）の任免、分限及び懲戒に関すること。
- (29) 農業委員会法第17条第1項の推進委員の委嘱に必要な農業委員会法第19条第1項に定める農業者等に対する推進委員の候補者の推薦の求め及び推進委員になろうとする者の募集並びに推薦を受けた者及び募集に応募した者の評価に関すること。
- (30) 職員の服務、退職、給与等に関すること。
- (31) 委員又は推進委員の出張に関すること。
- (32) 規則及び規程の制定又は改廃の原案決定に関すること。

（専決の制限）

第3条 会長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、専決することはできない。

- (1) 現に紛争が生じている事案又は処理の結果紛争の生じるおそれがある事案であると認められる場合
- (2) 重要若しくは異例な事案又は重要な先例になる事案であると認められる場合
- (3) 法令の解釈上の疑義がある事案又は先例と異なる事案であると認められる場合
- (4) その他前3号に準ずる場合

（専決の報告等）

第4条 会長は、第2条第1号から第16号までの規定に係る事案を専決した場合、同条第17号の非農地判断の結果、同条第18号の開墾した土地の現地確認の結果、同条第19号の農地再生した土地の現地確認の結果、同条第20号から第25号までの規定、同条第28号及び第29号に掲げる事項（第29号に掲げる事項は推薦を受けた者及び募集に応募した者の評価に関することに限る。）に係る事案を専決した場合（次条第1項の規定により事務局長（委員会規程第8条に規定する事務局長をいう。以下同じ。）が専決した場合を含む。）は、当該事案を直近の総会に報告しなければならない

ない。

- 2 第2条第17号、第18号及び第19号の非農地判断、開墾した土地及び農地再生した土地の庶務に関する事項並びに同条第26号、第27号及び第29号から第32号までの規定に掲げる事項（第29号に掲げる事項は農業委員会法第19条第1項に定める推進委員の候補者の推薦の求め及び推進委員になろうとする者の募集に関することに限る。）は、委員会規程第5条第2項ただし書に規定する簡易又は定例的なものとして別に規程で定める事項とする。

（事務局長の専決等）

第5条 会長は、第2条各号に掲げる事項に係る事案のうち、その内容、効率的な委員会の事務処理等を総合的に勘案し、適当と認めるものを事務局長の専決とすることができる。

- 2 会長は、第2条各号に掲げる事項のうち、前項に規定する事務局長の専決になった事案を除いたもので、あらかじめ緊急の処理が必要と認めたもの又は緊急に処理が必要と認めるものは、事務局長の代決とすることができる。

- 3 事務局長は、第1項に規定する事務局長の専決又は前項に規定する事務局長の代決をしたときは、速やかに会長に報告しなければならない。ただし、会長から、あらかじめ報告を要しない旨の指示を受けた場合は、この限りでない。

（準用による専決等）

第6条 第2条各号に掲げる事項に該当しないが、これらの事項のいずれかに類するものは、この規程の規定に準じて、専決又は代決を行うものとする。

（その他）

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月10日農委規程第1号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年4月11日農委規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月28日農委規程第4号）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の周南市農業委員会会長専決規程の規定は、この規程の施行の日以後に受け付けた申出、照会等について適用し、同日前に受け付けた申出、照会等についてはなお従前の例による。

附 則 (令和5年4月11日農委規程第2号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「基盤強化促進法等改正法律」という。)第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「旧基盤強化促進法」という。)第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画(旧基盤強化促進法第18条第1項に規定する農用地利用集積計画をいう。)(基盤強化促進法等改正法律施行後に、公告された農用地利用集積計画を含む。)により、同条第2項第6号に規定する者に設定された賃借権に係る賃貸借の解除の届出の処理に関する事項については、この規程による改正前の周南市農業委員会会長専決規程第2条第10号イの規定は、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和5年6月16日農委規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月11日農委規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年10月10日農委規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年5月12日農委規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の周南市農業委員会会長専決規程の規定は令和7年4月1日から適用する。